

# 笠松町障がい者活躍推進計画

笠 松 町

令和2年4月1日

機関名	笠松町										
任命権者	笠松町長										
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）										
笠松町における障がい者雇用に関する課題	笠松町においては、これまで障がい者に限定した採用試験は行っていないものの、非常勤職員の募集・採用の実施により法定雇用率の達成に積極的に取り組んできた。 今後も継続して法定雇用率の達成を目指すとともに、採用した障がい者である職員の活躍のためには、更なる体制整備や各種取組が必要である。										
目標											
① 採用に関する目標	<table border="0"> <tr> <td>○実雇用率</td> <td>法定雇用率</td> </tr> <tr> <td>（令和2年6月1日時点） 2.5%</td> <td>2.5%</td> </tr> <tr> <td>（令和3年6月1日時点） 2.8%</td> <td>2.6%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">}</td> <td style="text-align: center;">}</td> </tr> <tr> <td>（令和6年6月1日時点） 2.8%</td> <td></td> </tr> </table> <p>（評価方法）毎年6月1日時点の任免状況通報により把握・進捗管理</p>	○実雇用率	法定雇用率	（令和2年6月1日時点） 2.5%	2.5%	（令和3年6月1日時点） 2.8%	2.6%	}	}	（令和6年6月1日時点） 2.8%	
○実雇用率	法定雇用率										
（令和2年6月1日時点） 2.5%	2.5%										
（令和3年6月1日時点） 2.8%	2.6%										
}	}										
（令和6年6月1日時点） 2.8%											
② 定着に関する目標	<p>○定着率 （令和7年3月31日時点） 令和2年4月1日時点の在職者の5年後の定着率を67%とする。</p>										
取組内容											
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務（障がい者の雇用が5人以上の場合）の有無に関わらず、職員の相談窓口を総務課内に設置し、早期に労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講した障害者職業生活相談員を配置する。</p>										
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>○身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>										
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握するものとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p>										

	<p>なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。</li> <li>・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> </ul>
4. その他	<p>○国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p>